

人権チェックリスト



平成27年

3月号

性同一性障害について正しく理解していますか？

性同一性障害

性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない状態を言います。

性別といえば、男性か女性の2種類に分かれると考えがちですが、性別には生物学的な性別と、自分の性別をどのように意識するのかという2つの側面があります。

多くの場合は生物学的性別と自らの性別に対する認知は一致しているため、性別にこのような2つの側面があることには気づきません。しかし、一部の人では、この両者が一致しない場合があり、からだの性とこころの性との違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々がいます。

法制度の面では、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の施行により、性に対する多様なあり方が認められてきています。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成16年7月施行）

性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

平成20年6月には同法が改正され、戸籍上の表記等を変更できる条件が「現に子がないこと」から「未成年の子がないこと」に緩和されています。

チェック

性同一性障害について正しく理解し、性同一性障害を理由とする地域や職場などにおける差別的な言動やハラスメント（いじめや嫌がらせ）などの偏見や差別をなくしましょう。

※詳しくは、こちらをご参照ください。

法務省 (<http://www.moj.go.jp/content/000126248.pdf>)

厚生労働省 (http://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease_gender.html)

内容についてのお問い合わせは

人権施策推進課まで

☎073-441-2566

